

医療療養病床に入院している65歳以上の皆さまへ

平成29年10月から

光熱水費の負担が変わります

ご負担いただく【1日当たりの光熱水費】

医療療養病床に 入院している 65歳以上の方	現在 (平成29年9月まで)	平成29年10月～ 平成30年3月	平成30年4月～
・ 医療の必要性 の低い方（医療 区分Ⅰの方）	320円	370円	370円
・ 医療の必要性 の高い方（医療 区分Ⅱ、Ⅲの方） (指定難病の方以外)	0円	200円	370円
・ 指定難病の方 ・ 老齢福祉年金 受給者 ・ 境界層該当者	0円	0円	0円

◆平成29年10月から、医療療養病床に入院している65歳以上の皆さまの光熱水費のご負担額を上表のように見直します。

◆この見直しは、介護保険施設に入所する方には、現在すでに1日370円の光熱水費をご負担いただいていることを踏まえたものです。そのため、上表のように段階的に変更し、1日370円の光熱水費のご負担をお願いすることとなります。

◆ただし、指定難病の方・老齢福祉年金受給者については、引き続き負担を求めません。

わからないこと、困ったことがあれば、ご相談ください

お問合せは
ご加入の
保険者まで

- ◆ 健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合
- ◆ 国民健康保険組合
- ◆ 各都道府県の後期高齢者医療広域連合
- ◆ お住まいの市町村（国民健康保険担当、後期高齢者医療担当）

※今回の光熱水費の見直しは、医療療養病床に入院する65歳以上の方が対象であり、65歳未満の方や、一般病床・精神病床等に入院されている方は対象外です。



厚生労働省